

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 10 月 20 日

貝塚市長 牛尾 治朗



記

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 南海貝塚駅東側地区基本設計業務委託
- (2) 実施場所 貝塚市 海塚一丁目 地内
- (3) 履行期間 契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業概要 設計業務 1 式
駅前広場設計 1 式

2 入札応募資格

本件条件付一般競争入札に応募することができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は、貝塚市税を滞納していないこと。
 - (4) 営業を行うにつき法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあっては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
 - (5) 会社更生法または民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てまたは再生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生計画または再生計画の認可がなされている場合を除く）。
- ※なお、(1)～(5)について、入札参加資格の登録業者で登録申請時の内容に変更がない場合は、別紙「資格要件にかかる確認書」の提出をもって、それぞれの確認書類の提出にかえることができる。
- (6) 公告日時点において、本市の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されており、大業種「建設コンサルタント」、小業種「都市計画及び地方計画」の入札参加資格を得た者であること。
 - (7) 本店、支店又は営業所が大阪府内にあること。
 - (8) 本市及び他の地方公共団体または国において、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
 - (9) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、地方公共団体（政令指定都市及び市区町村）が発注した「駅前広場の基本計画に関

する業務」の契約を締結し、履行して完了・引渡しをした実績があること。

なお、テクリス登録または契約書・仕様書・検査合格書等の写しにより完了実績が確認できること。

- (10) 管理技術者及び照査技術者として、それぞれ下記のいずれかの資格を有している者を別に配置し得ること。

管理技術者

- ・技術士（建設部門[都市及び地方計画]）
- ・技術士（総合技術監理部門[建設-都市及び地方計画]）
- ・RCCM（都市及び地方計画）

照査技術者

- ・技術士（建設部門[都市及び地方計画]）
- ・技術士（総合技術監理部門[建設-都市及び地方計画]）

なお、担当者技術者を含む配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加申請を行った日において、3ヶ月以上の雇用関係があること。また、落札後において、実際に配置する技術者の変更は原則認めない。

- (11)雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

3 契約条項を閲覧できる場所及び期間

貝塚市都市整備部都市計画課（貝塚市役所本館5階）

令和8年10月20日（火）から令和8年11月17日（火）まで

時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

4 応募受付場所及び期間

貝塚市都市整備部都市計画課（貝塚市役所本館5階）

令和8年10月20日（火）から令和8年10月27日（火）まで

時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

5 入札参加資格者審査結果の通知

令和8年11月5日（木）応募者に個別にFAXで通知する。

6 設計図書等の配付及び入札日時

(1) 設計図書等の配布

貝塚市ホームページ内の当該入札案内からダウンロードする。(入札参加資格を得た者に令和8年11月6日(金)FAXによりダウンロード用のパスワードを伝える。)なお、現場説明は実施しない。

(2) 入札

日時：令和8年11月17日(火)午後1時30分

場所：貝塚市役所第2別館2階入札室

7 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱(平成5年10月1日施行)第18条に該当する入札

8 入札保証金

貝塚市契約規則(平成19年貝塚市規則第9号)第5条による。ただし、同規則第7条第1項の規定により免除することができる。

9 設計価格及び最低制限価格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設け、設計価格と共に事後公表とする。

最低制限価格の額の算定は設計価格に、下記により算定した割合を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

最低制限価格の割合の算定は、下記のとおりとする。

1～4に掲げる額(その額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額)の合計額を設計価格で除して得た割合(その割合に小数点以下第3位未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた割合)とする。

1. 直接人件費の額
2. 直接経費の額
3. その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
4. 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

但し、その割合が10分の8を超える場合→10分の8

その割合が10分の6に満たない場合→10分の6 とする。

10 契約書の要否

委託契約書は必要とする。

11 入札回数等

(1) 3回を限度とする。

(2) 入札時において、入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。

12 提出すべき書類

応募受付期間に提出

(1) 条件付一般競争入札参加申込書(様式1)

(2) 条件付一般競争入札参加受付票(様式2)

(3) 同種業務実績書(様式3)

(4) 配置予定技術者調書(様式4)

(5) 資格要件にかかる確認書(様式5)

13 問合せ先

都市整備部都市計画課

T E L 072-433-7247

F A X 072-433-7079

E-mail tokei@city.kaizuka.lg.jp